

## 令和8年度（令和7年度繰越分）

### 青森県りんごマルバ園等整列樹形化支援事業費補助金交付要綱

#### （趣旨）

第1 県は、県産りんごの省力的な園地構造への転換を図るため、取組主体（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知に基づき各地域の果樹産地協議会（以下「産地協議会」という。）が作成する果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）において担い手と認められた者。以下同じ。）が行うりんごマルバ園等整列樹形化支援事業に要する経費を、公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会（以下「基金協会」という。）が補助するのに要する経費について、令和7年度予算（繰越分）の範囲内において、当該基金協会に対し、令和8年度（令和7年度繰越分）青森県りんごマルバ園等整列樹形化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### （補助対象経費及び補助金の額）

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

#### （申請書等）

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- （1）整列樹形化助成金に係る取組主体別の事業計画（別紙1）
- （2）推進事業費の事業計画（別紙2）
- （3）その他知事が必要と認める書類

#### （補助金の交付の条件）

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- （1）補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）又は補助金の交付の

決定に係る事業（以下「間接補助事業」という。）について、次に掲げる変更を加える場合において、事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。

ア 事業実施主体の変更（間接補助事業に限る。）

イ 事業実施主体における事業費の30%を超える増減

ウ 事業実施主体における補助金の増又は30%を超える減

(2) 補助事業中止し、若しくは廃止する場合又は間接補助事業を中止し、若しくは廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。

(3) 補助事業若しくは間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。

(4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(5) 間接補助事業を行う取組主体に対し、間接補助事業の状況、間接補助事業の経費の収支その他間接補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付けさせ、これらを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管させること。

(6) 間接補助事業を行う取組主体に対し、法令、規則及びこの要綱の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく知事の命令を遵守させるために必要な条件を付すこと。

（申請の取下げの期日）

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払により交付することがある。

（補助金の請求）

第7 補助金の請求は、補助金（概算払）請求書（第3号様式）の提出により行うものと

する。

(実績報告)

第8 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付に係る翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 整列樹形化助成金に係る取組主体別の事業実績（別紙1）
- (2) 推進事業費の事業実績（別紙2）
- (3) 事業費の実績内容を示す資料
- (4) その他知事が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別 表（第2関係）

補助対象経費	補助金の額
<p>1 整列樹形化助成金</p> <p>以下の要件を満たす取組主体が令和8年4月1日以降に実施したりんご成園（マルバ園及びわい化園）の整列樹形化（※）に要する以下の改植経費に対して、基金協会が助成を行うのに要する経費（ただし、取組主体当たりの助成金の上限額は、整列樹形化に向けりんご樹を定植した本数に5千円を乗じた額又は450千円のいずれか低い額とする。）</p> <p>（※）作業動線の妨げとなっている成木を伐採（将来的な伐採を含む）し、既存木と整列になるよう新たに苗木を定植することで、園内作業道が直線的に整備され、病虫害防除等作業時間の短縮や作業効率の向上が見込まれる改植をいう。</p> <p><b>【改植経費】</b></p> <p>①伐採・伐根費          人力・チェーンソー等による伐採や枝の整理、バックホー等機械による伐根、伐根した伐採樹を撤去場所まで運搬する経費</p> <p>②深耕・整地費          バックホー等機械による伐根後の埋め戻し、苗木の植栽前に深耕する経費</p> <p>③土壌改良用資材費          植穴に施用する土壌改良資材（堆肥、苦土石灰等）の購入経費</p> <p>④苗木代          苗木の購入経費</p> <p>⑤植栽費          苗木を植付し、植穴を埋め戻すために要する経費</p> <p>⑥支柱費          植付した苗木を支えるための支柱の購入経費</p>	<p>左の補助対象経費の合計額又は8,000千円のいずれか低い額以内の額</p>

<p><b>【取組主体の要件】</b></p> <p>1 整列樹形化するりんご成園の所在する産地協議会が作成する産地計画で定める担い手であること。</p> <p>2 整列樹形化するりんご成園の所有権又は利用権を有していること。</p> <p>3 労働生産性の向上に資する取組であることが、整列樹形化するりんご成園の所在する産地協議会に認められていること。</p> <p>4 漸進更新の場合は、定植した苗木の生長に合わせて、将来的に作業の妨げとなる樹体を伐採・伐根する意向について、宣誓していること。</p> <p>5 助成対象となるりんご成園において、果樹の改植・新植、小規模園地整備、放任園解消を目的とした国及び県の事業による補助金の交付等を受けていないこと。</p>	
<p>2 推進事務費</p> <p>基金協会が1の助成を行うために要する経費（旅費、需用費、役務費、手数料その他知事が必要と認める経費）。</p>	<p>左の補助対象経費の合計額又は500千円のいずれか低い額以内の額</p>

第1号様式（第3関係）

番 号  
令和 年 月 日

青森県知事 殿

申請者 所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

令和8年度(令和7年度繰越分)  
青森県りんごマルバ園等整列樹形化支援事業費補助金交付申請書

青森県りんごマルバ園等整列樹形化支援事業に要する経費について、補助金 円の  
交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類  
を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 事業実施計画（又は実績）  
別紙1及び別紙2のとおり

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）  
令和 年 月 日

4 収支予算（精算）

（1）収入の部

（単位：円）

区分	予算額	(精算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
その他					
計					

（2）支出の部

（単位：円）

区分	予算額	(精算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 整列樹形化 助成金					
2 推進事業費					
計					

## 5 添付書類

- (1) 整列樹形化助成金に係る取組主体別の事業計画（実績）（別紙1）
- (2) 推進事業の事業計画（実績）（別紙2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

別紙1（第1号、第5号様式関係）

整列樹形化助成金に係る取組主体別の事業計画（実績）

事業計画（実績）			負担区分		備考	
産地協議会名	植栽 面積	定植 本数	事業費	県費		その他
	m <sup>2</sup>	本	円	円	円	
合計						—

- （注） 1 取組主体の属する産地協議会ごとに記入すること。  
 2 産地協議会における取組主体ごとに添付資料を付すること。

別紙1（第1号、第5号様式関係）添付資料

産地協議会名：

園地番号：

氏名		連絡先	
園地住所		植栽時期	令和8年 月
消費税申告	<input type="checkbox"/> 免税 <input type="checkbox"/> 簡易課税 <input type="checkbox"/> 原則課税	植栽面積	m <sup>2</sup>

植栽品種						計
本数						本

【植栽図】

園地の概略が分かるよう、「既植樹は○」、「改植樹は◎」と記載すること

(注) 実績報告書提出時には、次の書類を添付すること（様式任意）

- ①園地の全景及び改植樹の写真
- ②整列樹形化に要した経費の支払いの事実が分かる領収書等の写し

別紙 2 (第 1 号、第 5 号様式関係)

推進事業の事業計画 (実績)

事業費	負担区分		備考
	県費	その他	
円	円	円	

個別明細

No.	発生日	支払日	支出内容	支払金額	備考
				円	

- (注) 1 個別明細欄は、実績報告書提出時に記入すること。  
2 実績報告書提出時には、項目毎の支払いの事実が分かる書類 (伝票又は総勘定元帳の写し等) を添付すること。

第2号様式（第4関係）

番 号  
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 住所  
団体名  
代表者氏名

令和8年度(令和7年度繰越分)

青森県りんごマルバ園等整列樹形化支援事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森県りんごマルバ園等整列樹形化支援事業を下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、令和8年度（令和7年度繰越分）青森県りんごマルバ園等整列樹形化支援事業費補助金交付要綱第4第1号（第2号）の規定により、その承認を申請します。

記

(注) 記以下の記載要領は、第1号様式の記以下に準ずるものとし、同様式中「事業の目的」を「変更（中止、廃止）の理由」に書き換え、

- ① 変更の場合は、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び収支予算と変更後の事業の内容及び収支予算とを容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。  
また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。  
なお、補助金の額が増となる場合には、件名の「事業変更（中止、廃止）承認申請書」を「事業変更承認及び補助金追加交付申請書」とし、本文中の「その承認を申請します」を「補助金〇〇〇〇円を追加交付されたく、申請します」とすること。
- ② 中止又は廃止の場合は、中止又は廃止の年月日並びに同日における事業の内容及び収支予算を第1号様式の記以下の例により作成した書面を添付すること

第3号様式（第7関係）

番 号  
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 住所  
団体名  
代表者氏名

令和8年度(令和7年度繰越分)

青森県りんごマルバ園等整列樹形化支援事業費補助金（概算払）請求書

請求額 円

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた青森県りんごマルバ園等整列樹形化支援事業費補助金として、上記の金額を請求します。

<振込先>

金融機関名

支店・出張所等

口座番号（普通・当座）

口座名義

口座名義（フリガナ）

第4号様式（第8関係）

番 号  
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 住所  
団体名  
代表者氏名

令和8年度(令和7年度繰越分)

青森県りんごマルバ園等整列樹形化支援事業完了（廃止）実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森県りんごマルバ園等整列樹形化支援事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- (注) 1 記以下については、第1号様式に準じて記載すること。  
2 実績報告の事業の内容及び収支精算が補助金交付申請書又は事業変更承認申請書と異なる場合は、異なる部分を二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。